

新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月23日

新潟市人事委員会委員長

新潟市人事委員会規則第 17 号

平石直樹

新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

（4） 地方税共同機構

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。